

令和7年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託に係る 提案競技実施要項

この実施要項は、「令和7年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託」の最優秀提案者を決定するための提案競技（プロポーザル）について、実施方法等の必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

（1）業務名

令和7年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託

（2）業務内容

資料1「令和7年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託仕様書（案）」のとおり

（3）履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月18日まで

（4）契約上限額

40,744,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案価格が契約上限額を超える場合は、失格とする。

※令和8年度に「令和8年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託（以下「継続業務」という。）」を行う予定であり、予算の議決（令和8年当初議会を予定）がなされた上で、本業務の履行状況を踏まえ、継続して業務を委託することがふさわしいと判断した場合は、本市と当該事業者との協議により、継続業務を特命随契により当該事業者へ委託することができるものとする。

2 スケジュール

実施内容	実施期日等
提案競技参加申込書等の提出期限	令和7年4月17日（木）17時まで
質問書の提出期限	令和7年4月22日（火）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月16日（金）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和7年5月28日（水）（予定）
契約締結	令和7年6月上旬（予定）

※スケジュールはやむを得ない事情により、変更する場合がある。

3 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 共同提案の場合は、代表事業者を定めるとともに構成する各事業者（以下「構成員」という。）の役割分担が明確であること。また、構成員のすべてが上記（1）から（6）までを満たし、本提案競技への単独または他提案者の構成員として提案を行っていないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 提案競技参加申込書等の提出

(1) 提出書類（各 1 部）

以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。③～⑨の提出の免除を受ける場合は、様式第 1-5 号を作成し、提出すること。

①提案競技参加申込書（様式第 1-1 号）

共同提案の場合は、共同提案構成員（様式第 1-1-2 号）も添付すること。

②会社概要書

- ・様式は任意とする。（パンフレット可）
- ・共同提案の場合は、構成員すべてについて提出すること。

③法務局発行の登記事項証明書

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

④市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

⑥委任状（様式第 1-2 号）

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書（様式第 1-3 号）

様式第 1-3 号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿（様式第 1-4 号）

様式第 1-4 号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人

（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

※この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨直近の決算２年分の財務諸表の写し

財務諸表は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

※共同提案の場合は、構成する事業者すべてに関して、上記②～⑨の書類を提出すること。

（２）提出方法

持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日 10 時から 17 時まで（土・日、祝日を除く）とする。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留に限る。

（３）提出期限

令和 7 年 4 月 17 日（木）17 時まで（必着）

（４）提出先

「12 問い合わせ先、提出先」を参照。

（５）留意事項

提出期限までに提出がない場合は、参加意思がないものとみなす。

５ 提案競技に関する質問書の提出

（１）提出方法

提案競技参加にあたり疑義が生じた場合は、「質問書（様式第 2 号）」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。なお、メール送信後、電話にてメールの到着確認を行うこと。

※メール件名を「提案競技に関する質問書の送付」とし、本文に発信者名（事業者名、担当者、返信先）を明記すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

（２）受付期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 4 月 22 日（火）17 時まで

(3) 提出先

「12 問い合わせ先、提出先」を参照。

(4) 質問への回答方法

令和7年4月25日(金)までに参加者全員に電子メールにより回答する。

6 企画提案書等の提出

提案競技に参加する者は、提案競技参加申込書提出後、資料2「企画提案書等の作成要領」に従い、以下の書類を提出すること。

「(1) 提出書類」のうち、②、③については、正本1部は事業者名を記載するものとし、副本9部は事業者名を分らないように消したものとすること。

(1) 提出書類

①企画提案書等提出届(様式第3号)(1部)

②企画提案書(正本1部、副本9部)

③見積書及び内訳書(正本1部、副本9部)

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日10時から17時まで(土・日、祝日を除く)とする。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留に限る。

(3) 提出期限

令和7年5月16日(金)17時まで(必着)

(4) 提出先

「12 問い合わせ先、提出先」を参照。

(5) その他

提出期限後の書類等の差替や再提出は認めない。

(ただし、軽微な修正で本市が必要と認めた場合は、この限りではない。)

7 提案競技参加の辞退

提案競技参加申込後に提案競技参加を辞退する場合は、「提案競技参加辞退届(様式第4号)」を6(3)に記載する企画提案書等の提出期限内に、6(2)、(4)に記載する提出方法、提出先に従い、提出すること。

8 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等について詳細な説明を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時
令和 7 年 5 月 28 日（水）（予定）
- (2) 実施場所
福岡市役所本庁舎内会議室（予定）
- (3) 実施方法
 - ・提案時間 15 分以内（本業務を主に実施する責任者が行うものとする。）
 - ・質疑応答 10 分程度
- (4) 参加人数
4 人以内
- (5) その他
 - ・開催日時、実施場所等の詳細は、後日電子メールで通知する。
 - ・プレゼンテーション審査時には、「6 企画提案書等の提出」にて提出した、事業者名が分からないように消した企画提案書を使用することとし、説明内容についても事業者名が分からないように発表すること。
 - ・プレゼンテーション内容は、アピールしたい点を中心に説明すること。
 - ・当日、資料を追加で配布する、企画提案書に記載のない事項を新たに提案することは行ってはならない。
 - ・プレゼンテーション審査会場にスクリーンを用意するため、電子データによる企画提案の説明を行う場合は、資料を投影するためのプロジェクター、PC 及び接続機器を持参すること。

9 評価方法等

- (1) 評価方法
提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、本市が設置する選考委員会において、評価基準に基づき評価を行い、選考委員会の評価を踏まえ、本市が最優秀提案者を決定する。
- (2) 評価基準
 - ・評価項目及び配点は、資料 3「提案競技評価表」のとおり。
 - ・評価基準の配点合計の 6 割を最低基準とし、基準に満たない場合は選定の対象としない。
- (3) 選定結果の通知
令和 7 年 5 月 30 日（金）（予定）までに電子メールにより通知する。

10 契約

- (1) 本提案競技において、最優秀提案となった提案を基に具体的な実施に係る詳細を協議の上、契約仕様書を作成し、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る協議を実施する。
- (2) 企画提案書等に記載された事項は、本市が提示する仕様書とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と提案者との協議により項目の追加、変更、削除、金額等の変更を行うことがある。
- (3) 最優秀提案者と契約締結に至らない場合は、次点の者から順に契約締結等のための協議を行う。

11 その他

- (1) 本提案競技に係る手続き及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成その他の本提案競技参加に係る諸費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は一切返却しない。なお、契約に至った場合に使用するほかは、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。業者選定の事務に限り、複製する場合がある。
- (4) 本市に提出された書類一式について、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例に則り、同条例第 7 条各号に定める非公開情報を除き公開する。
- (5) 提出期限、提出場所、提出方法等に適合していない場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とする。
- (6) 受託事業者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (7) 本業務委託の契約に際しては、受注者は契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付するものとする。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (8) 選考委員会で選定する段階で、提案者が 1 者となった場合は、評価の結果、一定以上の評価（評価点が 6 割以上）であれば最優秀提案者とする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となって

いるものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

12 問い合わせ先、提出先

福岡市市民局総務部政策調整担当 松崎

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 7 階

TEL : 092-711-4192 FAX : 092-733-5595

E-mail: seisakuchosei.CAB@city.fukuoka.lg.jp

〈添付資料〉

(資料 1) 令和 7 年度南地域交流センター（仮称）整備計画検討業務委託
仕様書（案）

(資料 2) 企画提案書等の作成要領

(資料 3) 提案競技評価表

(資料 4) 契約書（案）

(様式第 1－1 号) 提案競技参加申込書

(様式第 1－1－2 号) 共同提案構成員

(様式第 1－2 号) 委任状

(様式第 1－3 号) 誓約書

(様式第 1－4 号) 役員名簿

(様式第 1－5 号) 提出書類の省略について

(様式第 2 号) 質問書

(様式第 3 号) 企画提案書等提出届

(様式第 4 号) 提案競技参加辞退届